

くらしの安心情報

情報ファイルNO.174

平成29年1月12日

高齢の母が、仮設店舗に通って、お得な日用品などを買い、最近、高額な絨毯^{じゅうたん}を購入させられた。今後も次々と購入させられないか心配なのですが...

相談内容

【相談者 50代 男性】

同居で高齢の母が、仮設店舗に通いつめています。お得な日用品などを買っており、最近、高額な絨毯^{じゅうたん}を購入したようです。今後も、母が高額な商品を次々購入するのではないかと心配です。また、その絨毯^{じゅうたん}は必要がないので解約したいのですが...

対処方法

これは「催眠商法」と言われ、安売りや宣伝を名目に人を集め、日用品や食料品を無料で配るなどして、雰囲気盛り上げ、最終的には高額な商品を購入させる手口です。

- ・「無料・安い」といったセールストークには落とし穴がありますので、十分気をつけてください。
- ・万が一、契約してしまっても、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で契約解約ができます。(クーリング・オフ制度)
- ・一人で悩まず、すぐにお近くの警察や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

< 警察相談専用電話「9110」、消費者ホットライン「188 (いやや)」へ >



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) FAX: 076-431-2631
076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766-25-2890

悪質な手口から
高齢者を守ろう



見守るくん